

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 7 年 1 0 月 1 日現在 >

1. 事業の目的

社会福祉法人普代福社会が開設する特別養護老人ホームうねとり荘短期入所生活介護（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下、「従業者」という。）が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な各事業を提供することを目的とする。

2. 事業の運営方針

- （１）事業の基本方針として、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう努めます。
- （２）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の概要

（１）提供できるサービス

事業所名称	うねとり荘指定短期入所生活介護事業所
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（岩手県 第 0 3 7 3 0 0 0 1 7 3 号）
所在地	岩手県下閉伊郡普代村第 2 4 地割字鳥居 5 番地 1
施設長	中山 学
電話番号	0 1 9 4 － 3 5 － 3 5 7 7
F A X 番号	0 1 9 4 － 3 5 － 3 5 7 9

（２）同事業所の従業者体制

	従事する業務内容	常 勤	非常勤	兼 務	計
施設長	業務の一元的な管理及び諸規程等の遵守についての指導	1 名		1 名	1 名
医師	健康管理及び療養上の指導		1 名		1 名
生活相談員	生活相談及び助言	2 名		1 名	2 名
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	2 名		2 名	2 名
介護支援専門員	ケアマネジメント	4 名	1 名	5 名	5 名
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3 名		3 名	3 名
看護職員		1 名	2 名	2 名	3 名
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	名	3 名	3 名	3 名
介護職員	介護業務全般	3 0 名 以上	4 名	6 名	3 0 名 以上
事務職員	事務全般	3 名		3 名	3 名

(3) 利用定員及び事業所設備の概要

定 員			10 名	
居室	多床室(4人部屋)	1室(1室37.20㎡)	静養室	1室 1床
	多床室(2人部屋)	2室(1室20.46㎡)	医務室	1室
	従来型個室(1人部屋)	2室(1室14.50㎡)	食堂・談話室	4室
浴室		2室 浴槽全7タイプ	機能訓練室	2室
			相談室	2室

4. 通常のサービス提供実施地域

通常の実施(送迎)地域は、普代村及び野田村行政連絡区(下安家・玉川・玉鉾)、田野畑村行政区(尾肝要・巢合・萩牛・田代・沼袋・甲地・千丈・北山)の区域です。

5. サービス内容

(1) 基本サービス

- ①生活相談(相談援助等)
- ②機能訓練(日常生活動作訓練)
- ③介護サービス(入浴・排泄・食事等)

入浴時間

Aグループ	月、金	9:30~11:30	14:00~16:00
Bグループ	水、土		
Cグループ	木、日		

- ④日常生活のお世話(離床・着替え・整容等)
- ⑤健康管理
- ⑥食事の提供 ※給食については、外部業者(日清医療食品)へ業務委託。

食事時間

朝食	7:30~9:00
昼食	11:30~13:00
夕食	17:30~19:00

- ⑦アクティビティ(レクリエーション等)
- ⑧行政手続きの申請代行

6. 利用料金等

(1) 基本料金

- ①基本料金(介護保険分) ※負担割合が1割の場合
 <多床室>(2・4人部屋)、<従来型個室>(1人部屋)

	介護保険適用時の サービス利用料金 (1日あたり)	サービス提供体制 強化加算Ⅰ	介護保険適用時の 自己負担額合計 (1日あたり)
要支援1	451円	22円	473円
要支援2	561円		583円

②滞在費（介護保険外）

※ 1 日あたり

対 象 者		利 用 者 負担段階	滞 在 費	
			多床室	従来型 個室
生活保護受給者		第 1 段階	0 円	3 8 0 円
世帯 全員が市町村 民税 非課税者	老齢福祉 年金受給者			
	課税年金収入及び非課税年金収入 と合計所得金額の合計が 8 0 万円 以下の方	第 2 段階	4 3 0 円	4 8 0 円
	課税年金収入及び非課税年金収入 と合計所得金額の合計が 8 0 万円 超 1 2 0 万円以下の方等	第 3 段階①	4 3 0 円	8 8 0 円
	課税年金収入及び非課税年金収入 と合計所得金額の合計が 1 2 0 万 円超の方等	第 3 段階②		
上記以外の方		第 4 段階	9 1 5 円	1, 2 3 1 円

③食費（介護保険外）

※ 1 日あたり

利 用 者 負担段階	食 費
第 1 段階	3 0 0 円
第 2 段階	6 0 0 円
第 3 段階①	1, 0 0 0 円
第 3 段階②	1, 3 0 0 円
第 4 段階	1, 4 4 5 円

④送迎費（介護保険分）

基本的には、身元引受人（代理人）でお願いいたしますが、利用者の心身の状況等に応じて利用可能な場合もありますので、介護予防支援事業所担当職員あるいは事業所までご相談下さい。

通常のサービス提供実施地域

片道あたり 1 8 4 円

（通常のサービス提供実施地域外の送迎については、別途実費負担となります。）

※ただし、上記以外介護職員等の処遇改善を図る目的で、1 ヶ月の介護単位総数に対して、1 4 . 0 % を乗じて得た単位数が加算となる介護職員等処遇改善加算や生産性向上推進体制加算が算定されるほか、利用状況等に応じて療養食加算、認知症専門ケア加算などの加算が算定される場合があります。

※食費については、1 食ごとの料金となります。

朝食・・・3 6 0 円

昼食・・・6 2 0 円

夕食・・・4 6 5 円

（2）その他の料金（介護保険外）

* 預り金管理料、電化製品使用料、外出支援料などは下記のとおり別途料金がかかります。

・ 預り金管理料 …… 1 ヶ月当たり 6 0 0 円

事務所金庫にて通帳又は現金を預かり、
支払いや出納管理をしている場合。

・ 電化製品持込料 …… 1 点 1 日につき 3 0 円

電気毛布、テレビ、マッサージ器、電
気ポット、コタツ等（電気シェーバー、
ドライヤー、携帯電話、小型ラジオなど
は含まれません。）

- | | | |
|---------|-----------------|---------|
| ・ 外出支援料 | ・・・ 村内（目的地まで片道） | 5 0 0 円 |
| | ・・・ 村外（1 Kmにつき） | 8 0 円 |

本人、家族の希望による外出や外泊、
通常の利用実施地域を越えた（遠方の）
通院や入退所等。（※村内片道 1 km
未満の場合、料金は発生しません。）

- | | | |
|--------|-----------------|-------|
| ・ コピー代 | ・・・ 白黒（1 回につき） | 1 0 円 |
| | ・・・ カラー（1 回につき） | 5 0 円 |

本人、家族の希望による複写物、コピーに係る費用。（用紙のサイズは一律となります。）

- | | |
|-------|---------------|
| ・ 希望食 | ・・・ 要した費用の実費額 |
|-------|---------------|
- 本人、家族の希望で提供された特別な食事。

- | | | |
|--------------|----------------|-----------|
| ・ 理美容費（代理受領） | ・・・ 理髪（1 回につき） | 2、5 0 0 円 |
|--------------|----------------|-----------|
- 毎月第 2、3 月曜日に理髪店が来荘し、実施。利用料金とあわせてお支払いいただきます。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・ インフルエンザ予防接種（代理受領） | ・・・ 要した費用の実費額 |
|---------------------|---------------|
- 補助額は市町村によって異なります。

* 上記以外に自己負担のかかる行事等ありますが、その際には、事前に利用者あるいは身元引受人（代理人）にご連絡いたします。なお、詳細については【別紙料金表】のとおりとなります。

（3）キャンセル料

利用前に利用者のご都合等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日の前日午後 5 時 3 0 分までにご連絡いただいた場合 ……無料

②利用日の当日午前 8 時 3 0 分までにご連絡がなかった場合 ……1 日の利用料の 1 0 0 %

（4）利用料の変更等

事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更する場合があります。なお、利用料を変更する場合には、あらかじめ、利用者または身元引受人（代理人）に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

（5）法人による利用料金の減免措置 あり

（6）支払方法

毎月、1 5 日までに前月分の請求をしますので、月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金支払、口座自動引き落としの 3 通りの中からご契約の際に選べます。

7. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者が他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供中に関わらず、途中でサービスの提供を中止させていただきます。また、利用者やその家族等による事業所の職員に対するハラスメント行為が認められた場合は、サービスの利用制限や利用契約を解除させていただきます場合があります。
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由により、事業所の設備・備品等に多大な損害を及ぼした場合は、補修・修繕を求める場合があります。
- (3) 利用者に容体の変化等がみられた際、協力病院・主治医の指示により入院が必要となった場合は、サービスの提供は中止となります。
- (4) その他具体的な留意事項

・面会	原則として午前8時30分から午後5時30分までの時間です。（早朝・夜間になる場合は、事前にご連絡をいただくか、正面玄関のインターホンでお知らせください。） ただし、感染症等の流行により面会を制限させていただく場合がございますので、その際にはご協力をお願いします。なお、感染症等の流行に関わらずオンライン（ビデオ通話）での面会も可能となっておりますので、ご利用の際はお気軽にお問い合わせください。
・外出	外出は、自由にできます。3日前までに電話でご連絡をいただければ随時対応いたします。なお、送迎については基本的に身元引受人（代理人）の対応をお願いします。ご都合がつかない場合は別途料金にて対応しますので、従業者までご相談ください。
・医療機関受診	通常サービス提供実施地域内（普代村内）の医療機関については、事業所で対応いたしますが、遠方の医療機関については、原則として身元引受人（代理人）でお願いいたします。ご都合がつかない場合は別途料金にて対応しますので、従業者までご相談ください。
・喫煙、飲酒	喫煙、飲酒ともに施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙、禁酒にご協力いただきます。なお、喫煙、飲酒とも医師等の指示により禁止とさせていただきます場合があります。
・設備、器具の利用	事業所内にある器具等については、自由に使用することができますが、ご利用される際には、必ず従業者にお声をかけて下さい。
・金銭、貴重品の管理	現金については、こづかい程度をお預かりし管理します。（管理料は別途ご負担いただきます。）貴重品については、基本的に持ち込みはご遠慮願います。詳しいことについては、従業者までご相談ください。
・所持品の持ち込み	衣装ケース1～2個分程度を、幅40×奥行75×高さ30cmくらいの衣装ケースに入れてお持ちください。また、時期により衣類の入れ替え等のご協力をお願いします。
・宗教活動、信仰	事業所内での信仰は自由ですが、宗教活動等については、禁止しておりますのでご協力ください。
・ペット	ペットに関しての持ち込みについては、禁止しておりますのでご協力ください。

8. 入退所の手続き

(1) 利用手続き

電話等でご相談下さい。（介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の主任介護支援専門員等へご相談下さい。）介護予防サービス受給資格を有し、利用定員に空きがあればご利用いただけます。利用の際、利用契約書・重要事項説明書・別紙料金表を交付し説明を行い、同意を得た上でサービスの提供を開始いたします。

(2) 退所手続き

①自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が医療機関へ入院となった場合
- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

②その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、利用者や身元引受人（代理人）などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合があります。
- ・やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

9. 身元引受人及び代理人

利用者は、契約時に利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人（代理人）を定めていただきます。

10. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額150万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合がございます。

連帯保証人から請求があったとき、施設は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供いたします。

11. 秘密保持

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び身元引受人（代理人）に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。守秘義務は、利用者の退所後も同様といたします。

12. 個人情報保護

事業所は、契約者の個人情報について「社会福祉法人普代福社会個人情報の適切な取扱いに関する運用基準」及び「同マニュアル」に基づき適正に取り扱うものといたします。

1 3 . 賠償責任

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償いたします。

1 4 . 苦情等及び虐待防止に関する窓口

サービスに関する相談・苦情や虐待防止については、次の窓口で対応します。

(1) 相談・苦情、要望等申立先 (※事業所設置の「ご意見箱」もご利用いただけます。)

1、当 事 業 所 ご利用相談窓口	苦情受付担当者	施設サービス課長	山本 修一
		主任生活相談員	太田 修一
		副施設長	大村 克伸
	苦情解決責任者	施設長	中山 学
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分まで	
	T E L	0194-35-3577	
2、普代福祉会 第三者委員	前川 佐栄子	T E L	0194-35-2344
	戸草内 順子	T E L	0194-35-3397
	金子 美枝	T E L	0194-35-3533
3、普 代 村 住民福祉課	所 在 地	普代村9-13-2	
	T E L	0194-35-2113	
4、久慈広域連合 介護保険課	所 在 地	久慈市中町一丁目67	
	T E L	0194-61-3355	
5、岩手県福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地	盛岡市三本柳8-1-3	
	T E L	019-637-8871	
6、岩手県国民健康 保険団体連合会	所 在 地	盛岡市大沢川原3-7-30	
	T E L	019-604-6700	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

1、当 事 業 所 ご利用相談窓口	虐待防止受付担当者	施設サービス課長	山本 修一
		主任生活相談員	太田 修一
		副施設長	大村 克伸
	虐待防止責任者	施設長	中山 学
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分まで	
	T E L	0194-35-3577	
2、岩手県福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地	盛岡市三本柳8-1-3	
	T E L	019-637-8871	

15. 緊急時における対応等

- (1) 事業所は、利用者の健康状態が急変した場合は、次項に記載していただいた緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医に連絡をとる等必要な処置を行います。
- (2) 従業者は、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

主 治 医	病 院 名	
	医 師 名	
	住 所	
	電話番号	
① ご家族等 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス	
	続 柄	
② ご家族等 連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス	
	続 柄	

16. 協力医療機関等

事業所では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただくようお願いしています。

協力医療機関名	普代村国保医科診療所	所 在 地 普代村10-4-1 電話番号 0194-35-2517
	普代村国保歯科診療所	所 在 地 普代村10-4-1 電話番号 0194-35-2580
	岩手県立久慈病院	所 在 地 久慈市旭町10-1 電話番号 0194-53-6131

17. 事故発生の防止及び発生時における対応

- (1) 事業所は、事故が発生した場合の対応に関する手順等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底される体制を整備します。
- (3) 事業所は、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこととします。

18. 非常災害対策等

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他

必要な訓練を行います。

- ・災害時の対応 久慈広域消防署普代分署、地元消防団、自衛消防隊との連携
- ・防災設備 消火器等消防設備基準準拠
- ・防災訓練 年2回以上の訓練実施
- ・防火管理者 大村 克伸 （副施設長）

19. 衛生管理及び感染症対策

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を三月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとします。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施することとします。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこととします。

20. 介護サービス情報の公表

事業所は、自らの責任において情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら自らの責任において主体的に事業所を選択するための環境整備に努めることとします。

※厚生労働省「介護サービス情報公表システム」または、うねとり荘ホームページの「事業所一覧」→「特別養護老人ホームうねとり荘」→「お問い合わせ先」下部→「岩手県介護サービス情報公表システム」からご確認できます。

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施日（直近）	令和 年 月 日
評価機関	
評価結果の開示	無

22. その他施設の運営に関する重要事項

(1) 身体拘束廃止

施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、身体拘束廃止を推進するため、身体拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、必要な措置を講じます。

(2) 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進するため、虐待の発生またはその再発を

防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定める等、必要な措置を講じます。

23. その他

..... 契約をする場合は以下の確認をすること.....

令和 年 月 日

私は、契約書、別紙料金表及び本書面により、事業所から介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意します。又、本書面について、事業所より1部交付を受け、受領しました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人（代理人）及び連帯保証人>

住 所

氏 名

印

（続柄： ）

介護予防短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書、別紙料金表及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、本書面1部を交付しました。

<事業所>

施設名 うねとり荘指定短期入所生活介護事業所

所在地 岩手県下閉伊郡普代村第24地割字鳥居5番地1

代表者 社会福祉法人普代福祉会

理 事 長 大 上 重 信 印

<説明者>

所 属 指定介護老人福祉施設 うねとり荘

氏 名

印